

<様式集 2>

この中には、県規則で定められた、第6号、第3号、第4号、第5号の2、第5号、第20号、第21号、第19号、第18号、第25号及び、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定められた事項を記載した参考様式があります。

事業報告書等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、
特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定により提出します。

1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	年間役員名簿
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

役員変更等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変 更 年 月 日	変 更 事 項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 役名の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)の届出にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

(関係書類)

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 4 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 5 役員名簿
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第7号の事業計画書、同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録)
- 8 特定非営利活動促進法第52条第3項(法第62条において準用する場合を含む。)に規定する寄附者名簿その他内閣府令で定める書類

- (注) 1 関係書類のうち3及び4の書類は当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合に添付すること。
- 2 関係書類のうち5から7までの書類については、所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合に添付すること。
- 3 関係書類のうち8の書類については、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合に添付すること。

定款変更に係る登記完了提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

定款の変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

登記年月日 年 月 日

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更の時期

年 月 日

様式第20号(第23条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

役員報酬規程等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
2	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
3	特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

NPO法改正による「役員報酬規程等提出書」様式変更の適用の考え方

<例①:事業年度が4/1~3/31の法人>

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.4.1~2021.3.31)分	令和3年度(2021.4.1~2022.3.31)	2021.4.1は2021.6.9より前なので、旧規定を適用
令和3年度(2021.4.1~2022.3.31)分	令和4年度(2022.4.1~2023.3.31)	2022.4.1は2021.6.9以降なので、新規定を適用

<例②:事業年度が7/1~6/30の法人>

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.7.1~2021.6.30)分	令和3年度(2021.7.1~2022.6.30)	2021.7.1は2021.6.9以降なので、新規定を適用
令和3年度(2021.7.1~2022.6.30)分	令和4年度(2022.7.1~2023.6.30)	2022.7.1は2021.6.9以降なので、新規定を適用

役員報酬規程等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
2	収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
3	特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(注) 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程は、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、提出は不要であること。

NPO法改正による「役員報酬規程等提出書」様式変更の適用の考え方

<例①: 事業年度が 4/1～3/31 の法人>

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.4.1～2021.3.31)分	令和3年度(2021.4.1～2022.3.31)	2021.4.1 は 2021.6.9 より前なので、旧規定を適用
令和3年度(2021.4.1～2022.3.31)分	令和4年度(2022.4.1～2023.3.31)	2022.4.1 は 2021.6.9 以降なので、新規定を適用

<例②: 事業年度が 7/1～6/30 の法人>

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.7.1～2021.6.30)分	令和3年度(2021.7.1～2022.6.30)	2021.7.1 は 2021.6.9 以降なので、新規定を適用
令和3年度(2021.7.1～2022.6.30)分	令和4年度(2022.7.1～2023.6.30)	2022.7.1 は 2021.6.9 以降なので、新規定を適用

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
	合 計			円

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

※各法人の定款で定める事業年度によって、令和3年NPO法改正の適用時期が異なる

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特別な関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置き、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

助成金支給実績記載書類提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第54条第3項の書類について、同法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

- 1 認定(特例認定)年月日 年 月 日
- 2 認定(特例認定)の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

代表者氏名変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変 更 年 月 日	代 表 者 氏 名	
	変 更 前	
	変 更 後	

定款変更の認証に関する書類の提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する定款の変更の認証を受けたので、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款について、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1 その他の事務所の所在地

2 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

3 変更の内容

変更前	変更後

4 定款変更の認証日

年 月 日

合 併 認 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス
認定又は特例認定の区分(認定・特例認定)

特定非営利活動促進法第63条第 項の規定により、合併の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業年度 月 日～ 月 日
- 2 認定(特例認定)年月日 年 月 日
- 3 認定(特例認定)の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当するものに印を付ける。
5(5)の区分が特例認定の場合は不要。)
相対値基準・原則
相対値基準・小規模法人
絶対値基準
条例個別指定法人
- 5 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要
 - (5) 認定又は特例認定の区分
- 6 合併により消滅する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 現に行っている事業の概要
- (5) 認定又は特例認定を受けている場合はその区分